

検査頻度判定シート 専用水道の名称：

グループ 番号	項目名	基準値	①				条件 エ	②				検査頻度（できる規定）
			過去3年間の 最大値 年 月 年 月	最大値の状況				過去5年間の 最大値 年 月 年 月	最大値の状況			
				ア	イ	ウ	※確認事項 適否		オ	カ	キ	
3	カドミウム及びその化合物	0.003		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.0003			≦ 50%	≦ 0.0015		最大値かつ条件キ適 → 3年に1回 最大値かつ条件エ適 → 3年に1回以上 最大値かつ条件エ適 → 1年に1回以上
4	水銀及びその化合物	0.0005		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.00005			≦ 50%	≦ 0.00025		● 最大値イ → 6か月に1回以上 ● 最大値イかつ確認事項5 → 1年に1回以上
5	セレン及びその化合物	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001			≦ 50%	≦ 0.005		● 過去3年間 ※3すべて最大値ア かつ条件エ適 → 3年に1回以上
7	ヒ素及びその化合物	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001			≦ 50%	≦ 0.005		■ 送水者の検査結果が水質基準 の5分の1以下かつ 受水者の施設において濃度上 昇がない※4 → 3年に1回 ※2 (●■は番号20のみ適用) (■は全量受水のみ)
12	フッ素及びその化合物	0.8		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.08			≦ 50%	≦ 0.40		
13	ホウ素及びその化合物	1.0		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.1			≦ 50%	≦ 0.5		
37	ナトリウム及びその化合物	200		≦ 10%	≦ 20%	≦ 20			≦ 50%	≦ 100	2	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300		≦ 10%	≦ 20%	≦ 30			≦ 50%	≦ 150		
41	蒸発残留物	500		≦ 10%	≦ 20%	≦ 50			≦ 50%	≦ 250		
42	陰イオン界面活性剤	0.2		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.02			≦ 50%	≦ 0.10		
45	非イオン界面活性剤	0.02		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.002			≦ 50%	≦ 0.010		
46	フェノール類	0.005		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.0005			≦ 50%	≦ 0.0025		
6	鉛及びその化合物	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001	1		≦ 50%	≦ 0.005		
8	六価クロム化合物	0.02		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.002			≦ 50%	≦ 0.010		
33	E 亜鉛及びその化合物	1.0		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.1			≦ 50%	≦ 0.5	3	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.02			≦ 50%	≦ 0.10		
36	銅及びその化合物	1.0		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.1			≦ 50%	≦ 0.5		
14	四塩化炭素	0.002		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.0002			≦ 50%	≦ 0.0010		
15	1,4-ジオキサン	0.05		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.005			≦ 50%	≦ 0.025		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.004			≦ 50%	≦ 0.020		
17	F ジクロロメタン	0.02		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.002			≦ 50%	≦ 0.010	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001			≦ 50%	≦ 0.005		
19	トリクロロエチレン	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001			≦ 50%	≦ 0.005		
21	ベンゼン	0.01		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.001			≦ 50%	≦ 0.000		
9	G 亜硝酸態窒素	0.04		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.004						
20	H PFOS及びPFOA (過去の検査結果※3)	0.00005		≦ 10%	≦ 20%	≦ 0.000005						●■の条件で判定)

※確認事項（適合する場合、その判断理由を検査実施計画設定理由を記載してください。）

- 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められるか？  
(過去3年間に於いて水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)
- 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材等の使用状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？  
(地下水を水源とする場合は、その近傍の地域における地下水の状況を含む)
- 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し汚染のおそれが少ないと認められるか？  
(地下水を水源とする場合は、その近傍の地域における地下水の状況を含む)

※2 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」  
(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) 第1の3(5)に基づく

※3 改正水道法施行規則施行日(令和8年4月1日)前に検査を実施した場合  
(施行日前に実施した検査に限り、原水の検査結果を含みます)

(施行日前に複数回検査を実施した場合に限り、実施した検査結果のうち最も小さい値を記載すること)

※4 過去3年以内の同一年度を実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断  
複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること

※5 過去3年間(令和5年～令和7年度は各1回以上)検査を実施した場合

注) 番号20について、施行日(令和8年4月1日)前までに検査を実施していない場合は、検査回数減の適用は受けられません。